

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する

法律第7条第1項に規定する説明書類

信金中金は、地域社会の発展と活性化に貢献することを目的として、以下の方針にもとづき、全国の信用金庫とともに、地域の中小企業者等のお客さまに必要な資金を安定的に供給するために、金融の円滑化の実現に取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「法」といいます。）にもとづく措置の実施に関する方針等の概要をまとめましたので公表いたします。

1. 法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

(1) 取組方針

地域の中小企業者等のお客さまへの安定した資金供給は、協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命の一つです。

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、全国の信用金庫の店舗の窓口を通じてお客さまに資金供給を行う代理貸付（※）ならびに信金中金がお客さまに対して行う融資取引につきまして、お客さまより資金需要や債務の弁済にかかる負担の軽減などの貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客さまの特性や事業の状況を勘案しつつ、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

※【代理貸付について】

代理貸付とは、信金中金が、全国の信用金庫を通じ、信用金庫の取引先である中小企業者等のお客さまにご融資を行う制度です。

信金中金は、借入申込の受付、貸出実行から回収までの業務を信用金庫に委託し、各地域における中小企業者等のお客さまの金融の円滑化に資するべく、信用金庫との連携にもとづき、事業性資金貸付と住宅ローンにより、お客さまの幅広いニーズにお応えするよう制度運営を行っております。

(2) 金融円滑化措置の適切な実施に向けた体制整備

信金中金は、上記(1)取組方針を適切に実施するため、理事会において「金融円滑化管理方針」などの重要事項を決議するとともに、金融円滑化管理の実効性確保ならびに適切な金融円滑化にかかる取組みを推進するために、金融円滑化管理統括責任者（営業推進部担当理事）、金融円滑化管理責任者（営業推進部長）および金融円滑化責任者（営業店長）を設置し、金融円滑化管理統括部門（営業推進部）および金融円滑化管理部門（審査部等）による体制整備を図っております。

2. 法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

(1) 金融円滑化措置を適切に把握するための記録等の作成・保存

信金中金は、「金融円滑化管理方針」にもとづき、「金融円滑化管理規程」および金融円滑化管理に関する各細則等（以下「金融円滑化マニュアル」といいます。）を制定し、お客さまから資金需要や債務の弁済にかかる負担の軽減などの貸付条件の変更等のお申込みがあった場合の記録等を適切に作成・保存することとしております。

(2) 金融円滑化措置の状況管理

イ. 金融円滑化管理統括責任者は、次に掲げる事項その他の金融円滑化管理全般の統括に関することを所管します。

- (イ) 金融円滑化管理責任者、金融円滑化管理統括部門および金融円滑化管理部門に対する牽制機能の確保を前提とした金融円滑化管理態勢の整備
- (ロ) 金融円滑化管理の実施状況および経営に重大な影響を与える事案等にかかる常勤役員会に対する報告
- (ハ) 金融円滑化管理態勢の見直し等にかかる経営会議に対する提言

ロ. 金融円滑化管理責任者は、金融円滑化管理統括部門および金融円滑化管理部門との連携のもと、次に掲げる事項その他の金融円滑化管理全般にかかる業務運営および具体的な対応の統括に関することを所管します。

- (イ) 「金融円滑化マニュアル」の整備ならびに役職員に対する周知および遵守の徹底
- (ロ) 営業店等における金融円滑化管理にかかる指導およびモニタリングの実施
- (ハ) 営業店等における金融円滑化管理の実施状況に関する情報の収集、管理および分析ならびに経営に重大な影響を与える事案等にかかる金融円滑化管理統括責任者に対する報告
- (ニ) 金融円滑化管理態勢の見直し等にかかる金融円滑化管理統括責任者に対する提言
- (ホ) 法第6条に規定される必要な措置を行うための体制整備ならびに法にもとづく開示や当局への報告の適切性を確保するために必要な措置
- (ヘ) その他「金融円滑化マニュアル」に定められた事項

ハ. 金融円滑化責任者は、次に掲げる事項を所管します。

(イ) 「金融円滑化マニュアル」にもとづく業務の適切な実施

(ロ) 金融円滑化管理の実施状況の金融円滑化管理責任者への報告

3. 法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

信金中金は、お客さまからの貸付条件変更等の相談・苦情に適切かつ真摯に対応するために、以下のとおり、貸付条件変更等の相談・苦情にかかる専用受付窓口を設置しております。

また、営業店長を金融円滑化責任者とし、お客さまからの貸付条件変更等の相談・苦情に適切かつ真摯に対応してまいります。

【信金中央金庫 営業推進部 相談・苦情専用受付窓口】

T E L : 0 1 2 0 - 6 6 8 - 6 4 6 (フリーダイヤル)

受付時間：平日 8：45 ～ 17：15

4. 法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

信金中金は、お客さまに対する経営相談・経営指導およびお客さまの経営改善に向けた取組みに関する支援について、本部各部および営業店と協働して取り組んでまいります。

併せて、平成22年4月より信金業務支援部を設置し、信用金庫との連携によるその取組みも強化しております。

5. 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1及び別表2）

（別表1）貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

【債務者が中小企業者である場合】

（単位：百万円）

	直接貸出								代理貸付							
	平成21年 12月末	平成22 年3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	92	744	1,207	1,862	2,353	2,839	3,266	3,884	3,833	15,441	22,860	30,063	37,886	47,520	54,035	61,350
うち、実行案件に係る貸付債権の額	0	655	1,121	1,778	2,272	2,711	2,991	3,612	2,390	10,506	18,186	26,276	34,131	42,045	49,946	56,466
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	200	200	0	466	1,440	1,839	2,043	2,181	2,234	2,297
うち、審査中の貸付債権の額	92	89	86	83	80	127	74	71	1,443	4,265	2,480	939	524	1,983	310	1,041
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	203	752	1,008	1,186	1,310	1,543	1,543
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	29	254	484	614	674	1,062	1,182	1,275
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	53	53	53	63	63

注)代理貸付の額について、従来、代理店(信用金庫)毎に百万円単位(単位未満の端数は切り捨て)とした数値を合算して表示しておりましたが、集計方法を変更し、全代理店(信用金庫)の数値を一円単位で合算し、その合計を百万円単位(単位未満の端数は切り捨て)で表示しています。

(別表2) 貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

【債務者が中小企業者である場合】

(単位:件)

	直接貸出								代理貸付							
	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1	9	13	18	25	30	34	39	61	264	399	513	634	786	918	1,040
うち、実行案件に係る貸付債権の数	0	8	12	17	24	28	32	37	23	177	327	443	557	678	825	935
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	1	1	0	8	19	21	24	30	32	35
うち、審査中の貸付債権の数	1	1	1	1	1	2	1	1	38	71	32	18	18	39	17	26
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	21	31	35	39	44	44
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	19	27	32	46	53	60
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	2	2

6. 法第5条に基づく措置の実施状況（別表5及び別表6）

(別表5) 貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

【債務者が住宅資金借入者である場合】

(単位:百万円)

	直接貸出								代理貸付							
	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	179	511	805	1,034	1,312	1,410	1,554	1,822
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	66	318	619	828	1,024	1,162	1,270	1,488
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	79	119	144	171	184	219
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	113	167	97	72	100	19	40	50
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	13	43	58	58	63

注)代理貸付の額について、従来、代理店(信用金庫)毎に百万円単位(単位未満の端数は切り捨て)とした数値を合算して表示しておりましたが、集計方法を変更し、全代理店(信用金庫)の数値を一円単位で合算し、その合計を百万円単位(単位未満の端数は切り捨て)で表示しています。

(別表6) 貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

【債務者が住宅資金借入者である場合】

(単位:件)

	直接貸出								代理貸付							
	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	9	35	62	83	103	111	124	141
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	3	22	47	65	83	91	102	116
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	8	10	12	14	16
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	6	12	10	8	6	3	3	3
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	4	5	5	6